

平成31年3月5日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成31年3月5日(火)
13時50分～15時07分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件
議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について 10件
議案第40号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 業務報告・予定
3) その他

出席委員 19名

1番	高田 法定	11番	荒木 貞道
2番	宇川 傳治	12番	日光 善治
4番	古村 正夫	13番	三輪 和雄
5番	山崎 和英	14番	大谷 文男
6番	田悟 敏子	15番	西尾 信秋
7番	中村 重樹	16番	島倉 博
8番	和田 俊信	17番	水上 俊秀
9番	青島 由弘	18番	杉森 清弘
10番	高藤 孝一	19番	吉江 秀一
		20番	前田 真一郎

欠席委員 3番 中島 一朗

平成31年3月5日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>まだ、予定しておりました時間の10分前ではございますが、ご出席の皆様がお揃いですので、始めさせていただきたいと思えます。3月に入りまして、暖かい日が続いております。今日は特にポカポカして、耕作日和になりました。大変お忙しい所ご出席いただき、ありがとうございます。また、先月末に農業者との意見交換会にも、たくさんの農業委員の方のご出席を賜りまして、ありがとうございました。意見はあまり出ませんでした。農業者の方に少しでも農業委員の活動を理解していただけたかなと思っております。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会3月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は、中島委員さんとなっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。5番の山崎委員さん、6番の田悟委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第38号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計3件</p> <p>○議案第39号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計10件</p> <p>○議案第40号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。それでは議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明させていただきます。よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号20番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地1筆で、面積は2,832㎡となっております。譲受人は〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、1ページと2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていま</p>

	<p>すが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより、受付番号20番について調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>皆さん、ご苦労様です。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さん、申請地は〇〇番地、面積は2,832㎡です。位置図の1ページをご覧ください。〇〇に転用した3筆があり、その内の2筆が〇〇さんの所有しておられた田んぼでした。昨年の11月に、〇〇さんは〇〇さんから1筆だけ土地を買ったのですが、〇〇で2筆を売ったので、もう1筆欲しかったそうです。そこで、〇〇さんから耕作できないから買ってほしいというお話があり、今回の申請になりました。耕作は〇〇さんがされるそうです。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>質問が無いようですので、次に、受付番号21番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号21番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は面積が1,519㎡です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。位置図については、3ページと4ページをご覧ください。3ページの黄色く塗ってある部分が、譲受人の〇〇さんのお宅ですが、〇〇さんです。〇〇さんのお名前が書いてありますが、〇〇さんは〇〇さんの息子さんです。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号21番について〇〇番の〇〇地区の〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>お疲れ様です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。申請地は〇〇で、面積は1,519㎡です。以前から、〇〇さんから〇〇さんに</p>

	<p>田んぼを買ってほしいというお話があったそうです。位置図の4ページの〇〇と仲間田になっています。〇〇さんは個人で耕作されていて、〇〇さんは〇〇さんで耕作されていますが、〇〇さんの許可もいただいております。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番号22番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号22番は、同じく売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は2筆で、合計面積は5,190㎡です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さん、成年後見人の〇〇さんです。位置図については、5ページから7ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより、受付番号22番について調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告致します。譲渡人は〇〇の〇〇さんと、〇〇さんで成年後見人の〇〇さんです。譲受人は同じく〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇、外1筆で、合計面積は5,190㎡です。譲渡人の〇〇さんが病気になられて、ご家族が女性だけになってしまったので、農地の管理まで手が回らないということから、農地を手放したいと希望されておりました。そこで、周辺で自作をされている〇〇さんに相談し、農地の売買について合意をされて、今回の申請に至りました。今回、購入されます田は〇〇さんのご自宅から近い距離にあるので、耕作にも問題は無いと思われまふ。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第38号については「承</p>

	認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第38号について「承認」といたします。続いて、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	<p>議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明します。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号52番は、所有権の移転と言うことで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの3名です。8筆あり、合計面積が898㎡で、転用目的は、宅地分譲、アパート、駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図は8ページから14ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号52番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	<p>ご苦労様です。それでは、調査報告をさせていただきます。譲渡人は、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんです。位置図の8ページをご覧ください。申請地の隣に、〇〇があります。ここの駐車場が小さいので、今回こちらに駐車場とアパート用地を設けたいということです。次に11ページをご覧ください。今回申請された所が赤い部分で、こちらに駐車場とアパート、もう一つ別の所に出入り口がありますが、ここは宅地用の分譲地です。右側の宅地も宅地分譲地です。真ん中に細く区切ってある所は用排水路です。これは現在も使われている用排水路で、これはそのまま残します。ここは行き来できないようにするという事です。アパートについては、アウトレットの関係でアパートの需要が多いそうです。用排水路は既存の物で、現地を確認してきましたが、特に問題はありませんでした。以上です。よろしく願います。</p>
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はござ

	<p>いませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>無いようですので、次に、受付番号53番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>受付番号53番は、所有権の移転ということで、譲受人が〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。4筆あり、合計面積が1,277㎡で、宅地分譲敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、15ページから19ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、引き続き、〇〇委員さんより受付番号53番について、続けて調査報告をお願いいたします。</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>それでは、引き続き報告させていただきます。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。申請地は〇〇、外3筆で、面積は1,277㎡です。現地を確認してきました。位置図の15ページです。この4筆は1枚の圃場になっています。ここを今回〇〇さんが分譲住宅地として申請したいということです。近年、アウトレットの関係で需要があるということでした。そこで、今回〇〇さんと売買の契約に至ったそうです。この中にはこの後、〇〇さんの案件も出てきますが、こちらは〇〇さんと一緒に造成される計画だそうです。位置図の〇〇と申請地の隣横の3筆は農地で、残りの3筆はすでに住宅になっております。今回、〇〇さんと〇〇さんの案件でここ一角が造成される予定です。区画については、土地計画の関係上、きちんと整備されております。用排水は市の施設を使用し、雨水は道路の横の側溝を利用するということです。〇〇地内は道路横の側溝は農業用水として使われていましたので、くれぐれも土砂等の進入が無いように気を付けてくださいとお願いしてきました。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>無いようですので、次に受付番号54番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>受付番号54番は、賃貸借権の設定と言うことで、貸借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さん、〇〇さんの2名です。2筆あり、合計面積286㎡で、コンビニエンスストア敷地への転用を行おうとするものです。位置図は20ページから23ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号54番についても、〇〇委員さんよりお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>賃借人は〇〇さん、賃貸人が〇〇さん、〇〇さんです。面積は286㎡です。現地確認をしてきましたところ、今申請が上がっている所だけが農地で、あとは宅地と〇〇でした。申請地に細長い所がありますが、〇〇さんに聞いたところによると、ここは市のもので道路になっております。ここに〇〇が建つと、〇〇の敷地の中に道があるという形になるそうです。〇〇さんの宅地がありますが、数ヶ月前に〇〇さんはここを立ち退いておられます。農業に関しまして、用排水について一切支障ないようにしますということで、区長さんからの同意書も出ておりますので、よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>賃貸借権の設定とは、最長で何年までになりますか。ここに書いてある25年が最長ですか。</p>
事務局	<p>建物所有を目的とする場合と、建物所有を目的としない、例えば駐車所といった理由によって、年数は違います。建物所有を目的とする場合は最短で30年、駐車場等は最長で20年です。</p>
〇〇委員	<p>ありがとうございました。</p>
会長	<p>以上で無いようですので、次に、受付番号55番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書3ページをご覧ください。受付番号55番は、使用貸借権の</p>

	<p>設定と言うことで、借人が〇〇さん、貸人が〇〇さんです。面積が301㎡で、住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については24ページから27ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、引き続き〇〇委員さんより、受付番号55番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>続きまして、55番の報告をさせていただきます。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。面積は301㎡です。お2人は祖母と孫の関係です。その間のお父さんにお話を伺って参りました。位置図の24ページをご覧ください。〇〇、〇〇、〇〇番が1枚の圃場になっておりました。〇〇さんは次男さんで、〇〇のアパートにご夫婦でお住まいです。子供ができるとこちらが手狭になるということで、おばあさんとお話をされて、こちらを30年の賃借権で借りて、家を建てるという事でありました。こちらも用排水路等は道路の側溝を利用する形になっていました。擁壁で区切られていて、道路よりも高くなっておりました。隣接している農家さんの同意書も出ておりますし、区長さんはじめ、生産組合長さんの同意書も出ておりました。以上です。よろしく申し上げます。</p>
〇〇委員	<p>これは、おばあさんの田んぼをお孫さんが賃借権で借りられたのですよね。もし、おばあさんが亡くなられたら、お父さんが相続されますよね。すぐ孫には相続できないですよね。そうすると、次にお父さんと息子さんの賃借権を結ばないといけませんよね。</p>
事務局長	<p>賃借権があるものとして、相続されるのではないですか。</p>
〇〇委員	<p>賃借権を結ばなくても、お父さんがそのままそれを含めて相続をされたら、農業委員会に申請しなくてもいいということですか。</p>
事務局	<p>すでに宅地になっていますので、そもそも農業委員会に申請をする必要はございません。</p>
〇〇委員	<p>私達が民営の農業団体から法人にした時に、継続だと思っていた</p>

	ら、もう一回申請し直さないといけないと言われたので。
会長	以上で無いようですので、受付番号56番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>受付番号56番は、所有権の移転と言うことで譲受人が〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。2筆で合計面積が602㎡で、宅地分譲敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、28ページから31ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇委員さんより、受付番号56番の調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>それでは、譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。面積は602㎡です。こちらについては、〇〇さんに聞いてきました。現地は先ほど報告した通りで、前の案件の〇〇さんの案件の田んぼと1枚になっております。こちらは〇〇さんから〇〇さんの方に、自分達の宅地造成のお願いがありまして、ついでにここを買ってくれないかと言うお話になり、〇〇さんが了承されました。現在、申請の圃場には売地ということで、〇〇さんの看板が立っていました。去年は水稻を耕作されていました。以上です。</p>
会長	ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に受付番号57番から60番までを一括して、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、受付番号57番から60番までの説明を一括でさせていただきます。受付番号57番は、所有権の移転と言うことで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。2筆で合計面積が644㎡で、宅地分譲敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、32ページから34ページをご覧ください。</p> <p>続きまして、受付番号58番も所有権の移転と言うことで、譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さん、こちらも2筆で、合計面積が636</p>

	<p>m²です。宅地分譲敷地への転用を行おうとするものです。位置図は 35 ページから 37 ページです。</p> <p>続きまして、受付番号 59 番です。こちらも所有権の移転で、譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。面積は 171 m²です。宅地分譲敷地への転用を行おうとするものです。位置図は 38 ページから 40 ページです。</p> <p>受付番号 60 番も、所有権の移転で、譲受人が〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。全部で 6 筆ありまして、合計面積が 2,360 m²で、宅地分譲敷地への転用を行おうとするものです。位置図は 41 ページから 51 ページです。補足ですが、位置図 41 ページをご覧ください。こちらに円が描いてありますが、〇〇さんの土地についてはとびとびで 6 筆あります。今回は、半径 500 m 以内に 6 筆すべてございますので、富山県の方に確認をしまして、同一事業といった判断で、1 件の申請として上がってきたものです。</p> <p>これらの申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、引き続き〇〇地区の〇〇委員さんより受付番号 57 番から 60 番について、調査報告をお願いいたします。</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>それでは 57 番から 60 番の報告をさせていただきます。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんとなっておりますが、60 番の〇〇さんが最初の案件でして、こちらのお話が進んでいる中で、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんのお話が出てきました。〇〇さんの現地を最初に見てきました。こちらは全て〇〇さんが耕作されています。農地賃借解約書が出ております。〇〇、〇〇、〇〇番は水稻が耕作されていました。〇〇、〇〇、〇〇番につきましては、自己保全管理をされておりました。先月の〇〇さんの案件で〇〇さんの名前も出ていたと思います。その時に他の農地もなんとかしたいと言っていた残りの農地になります。〇〇さんの方から、〇〇さんの方にこの〇〇さんの案件をお願いされたようでした。〇〇さんも農振除外をしなくて、そのまま分譲住宅地にできる所を探しておられて、今回のお話が成立しました。そして、〇〇さんがこちらの件の同意書をもらいに周囲の農家さんの所を回られたそうです。位置図の 41 ページをご覧ください。その時に、縦に 1 枚になっている〇〇さんの〇〇、〇〇番地の農地を、こちらに残しておいてもということで、</p>

	<p>ついでに買って欲しくないかというお話になったそうです。そのまた隣の〇〇番と〇〇番も1枚の圃場になっていました。こちら〇〇さんから買ってほしいとお願いをされたそうです。〇〇さんも同じようになりました。〇〇さんの〇〇番は当初、〇〇さんをお願いされていましたが、〇〇さんの土地は面積が小さいので、〇〇さんから〇〇さんにお話をされて、こちら宅地分譲敷地という流れとなったそうです。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの57番から60番について、何かご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>言い忘れましたが、上下水道、排水等は市の施設を利用されます。</p>
会長	<p>無いようですので、次に受付番号61番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書4ページをご覧ください、受付番号61番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。面積が209㎡で、事務所敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、52ページから54ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号61番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告させていただきます。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇の〇〇、面積は209㎡です。位置図の52ページをご覧ください。赤い所が申請地です。〇〇の斜め前の所です。申請理由は、〇〇さんが代表をしている会社の事務所と駐車場敷地です。〇〇さんが購入をして、事務所と駐車場は会社が建設して、土地を本人同士ですが、賃貸契約をするということでした。雨水は既存の道路の側溝へ流して、生活排水等は公共の下水枡へ流すということでした。近隣の方には迷惑をかけないということで、区長さんや近隣耕作者の同意書も出ております。よろしく申し上げます。以上です。</p>

会長	ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。
〇〇委員	自分で見てきましたが、〇〇という所があるんですね。〇〇という字も初めて聞きました。〇〇ともつながっていないし。
事務局	〇〇は〇〇さんの家と、〇〇さんのお宅しかなかったと思います。
会長	以上で無いようですので、「異議なし」として議案第39号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第39号については「承認」といたします。 続いて、議案第40号「農用地利用集積計画の制定について」、事務局より説明していただきます。
事務局	議案40号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。 内訳につきましては、6ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」の利用権設定が2件で、面積が3,851㎡であり、新規が1件、更新が1件となっております。 「3年以上6年未満」の利用権設定が1件で、面積が7,656㎡であり、更新が1件となっております。 「6年以上10年未満」「1年以上3年未満」は、ありません。 申請の内容は7ページに記載の通りです。これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。なお、農地中間管理機構からの配分先についての参考資料を配布しておりますので、併せてご確認ください。以上です。
会長	それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等はありませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第40号については「承認」としてよろしいですか。

全委員	異議なし。
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第40号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了しました。協議事項は、今回ありません。</p> <p>次に、報告事項について事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <p>1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>2) 業務報告・予定</p> <p>3) その他連絡事項</p>
会長	それでは、報告事項について、何かご質問等はございませんか。
会長	先ほどの農地利用最適化推進活動報告書の写真についてお聞きしたいのですが、農地パトロールの時にしか撮っていないですよ。農地パトロールの時は、違う人を撮影しているのでも、自分が写っているものは無いのですが、どうしたらいいですか。
事務局	活動写真については、あれば添付していただくということで構いません。
会長	わかりました。
〇〇委員	全部書かないといけませんか。
事務局	1人、1事例ということで、農地パトロールについてでもいいですし、座談会に出席をされたことについて書かれてもいいです。
〇〇委員	何筆みたか分からない場合は。
事務局	こちらで調べますので空白で構いません。活動については、4ページの活動内容例の中にあるもので、1年間活動をしていただいた中で1人1事例ということで、選んでいただき、ご報告をよろしくお願い致します。

<p>事務局長</p>	<p>補足をいたしますが、この活動事例は、富山県農業会議が、それぞれの農業委員会で、今新しく、こういった事例を報告し合って、富山県全体の活動の質を上げていきたいという趣旨で県の方で取りまとめられます。と言うことで、今年度1年間いろいろな活動をされて、自分達の地区でこのようなことが印象に残っていると、こんなことができたとか、そのようなことをぜひ書いてほしいというものです。できればお1人1事例を持ち寄っていただいて、私どもでまとめ、それを富山県に上げて、県で取りまとめ、編集された事例を、各々の農業委員会に落として、参考にしてもらおうということを考えておられます。例にとらわれず、印象に残ったことを書いていただければと思います。よろしくをお願いします。</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>前回の総会で〇〇委員から砂利の搬送のお話がありましたが、その後調査をして参りました。要は〇〇地区の〇〇で砂利採取をして、搬入路は〇〇を使っていたのですが、〇〇地内は交通量が多いので、改善をして下さいと業者に言われたようです。業者の方はそれを受けて、〇〇地内で道があるので一方通行にして、搬入路にしました。それについて、一旦事業申請していたので、富山県に相談されたそうです。再度の申請はいらないけれど、道路の通行に関しては、地区の同意をもらってくださいということで、関連の方に対して説明に行ったということです。それがうまく伝わっていなかったのかなと言うことでした。とりあえず、業者の方にはもう少し理解を深めるようお願いしてきました。よろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。以上で無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。閉会の挨拶を〇〇職務代理よりお願いいたします。</p>
<p>職務代理</p>	<p>皆さん、長時間に亘り審議いただき、ありがとうございました。特に〇〇さんには今までにないくらいたくさんで、大変だったと思います。3月に入り、天気もだんだんと良くなってきましたが、皆さん、この後帰ってからも農作業を頑張られると思いますが、体に気をつけていただいて、また来月の総会にもご協力いただきたいと思います。お疲れ様でした。</p>
<p>— 3月総会終了—</p>	

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

平成 31 年 3 月 5 日

会長 高 田 法 定

議事録署名委員 5 番 山 崎 和 英

6 番 田 悟 敏 子